

北広島市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

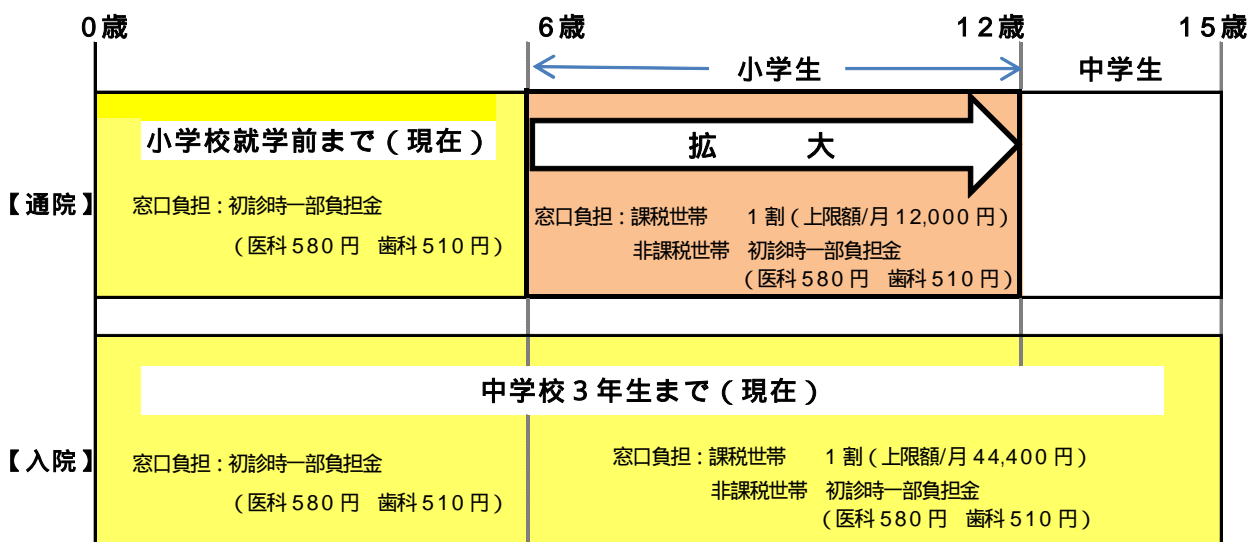
1 改正の趣旨

子育て世帯の経済的負担の軽減と、子育て環境の充実を図ることを目的に、通院に係る医療費助成を拡大するため「北広島市子ども医療費助成に関する条例」を一部改正するものです。

2 主な改正内容

子ども医療費助成事業の通院の助成対象を、「小学校6年生」まで拡大します。

小学生の通院の窓口負担 市町村民税課税世帯 1割(上限額/月12,000円)
 市町村民税非課税世帯 初診時一部負担金
 (医科580円 歯科510円)



3 条例の施行年月日

平成27年4月1日

参考: 改正による新たな受給者数と助成金額等の見込み

受給者数	3,000名
助成件数	34,900件
助成金額	49,854千円(年間)

4 道内の状況

小学生の通院助成をしている道内市町村(平成25年4月現在)

11市/35市 101町村/144町村

近隣市の通院助成対象状況(平成26年4月現在)

市名	千歳市	北広島市	札幌市	江別市	恵庭市	石狩市
通院の助成対象	小学3年生まで	就学前まで	就学前まで	就学前まで	就学前まで	就学前まで

5 今後のスケジュール

平成26年8月15日から9月14日まで

パブリックコメントによる意見募集

12月 第4回定例会に付議

平成27年 1月 医療機関への説明及び市ホームページと市広報への掲載

2月 新たな対象世帯へ制度周知及び申請書送付

3月 受給者証の交付

4月 医療給付の開始